

第8回土地等利用状況審議会 議事録

令和5年12月26日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので「土地等利用状況審議会」の第8回会議をただいまから開催させていただきます。

本日は、常設のマイクはございませんので、御発言の際に、職員がマイクをお持ちします。

マイクについては、ハウリングが生じますので、御発言が終わりましたら、必ずマイクの電源をオフにしてくださいようお願いします。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【会長】 皆様、おはようございます。

暮れの押し迫ったところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は古賀篤副大臣、平沼正二郎大臣政務官に御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

高市早苗大臣は、閣議のため、状況にもよりますけれども、途中から御出席いただける予定となっております。

それでは、初めに、古賀副大臣から、第8回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【古賀副大臣】 皆様、おはようございます。

12月14日に着任いたしました古賀篤でございます。内閣府副大臣を拝命いたしました。どうぞこれからよろしく願い申し上げます。

第8回の土地等利用状況審議会を開催するに当たりまして、御挨拶をさせていただきます。

前回、11月の審議会で御了解をいただきました3回目の区域指定につきましては、先日、12月11日に告示済みでありまして、年明け1月15日には施行されることとなっております。

本日は、4回目の区域指定に向け、その候補となる区域を提示させていただきたいと存じます。委員の皆様方に御議論いただき、御意見を踏まえて、関係地方公共団体からの意見聴取だったり、関係行政機関との協議などを行ってまいりたいと考えております。

なお、今回御提示させていただく区域指定の候補は184区域であり、これまでに指定した区域は399区域でありますので、合わせて600近い区域となります。引き続き重要施設や国境離島等への機能阻害行為を阻止するため、4回目の区域の指定を進めるとともに、これまでに指定をした区域内の土地、建物につきましては、利用状況調査を実施し、実態把握を進めてまいります。

本日はぜひ忌憚のない御意見をいただければと存じますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

【会長】副大臣、ありがとうございました。

申し訳ございませんけれども、プレスの方は、ここで退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【会長】それでは、本日ですが、まず最初出欠状況と会の定足数につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

【事務局】御報告申し上げます。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員は御欠席でございます。

それから、土地等利用状況審議会令第2条第1項では、委員は過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されておりますが、本日は、委員の過半数が御出席でございますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、議事を進行いたします。

前回の審議会におきまして、皆様に御議論、御承認いただきました3回目の区域指定の候補につきましては、12月11日に指定がなされまして、年明け1月15日に施行される予定でございます。

この3回目の指定区域内の土地、建物につきましては、これまでに区域指定された区域と同様に、内閣府においてその利用実態把握に向けて調査が進められていくものと思えます。

今般、事務局におきまして、4回目の区域指定の候補がまとめられました。本日は、事務局より、まず4回目の区域指定の考え方、第2として4回目の区域指定の候補、そして、今後のスケジュールにつきまして資料に沿って御説明をいただき、これらについて審議を行っていきたいと思えます。

区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、これまでの区域指定の際と同様に4回目の区域指定の候補について皆様に御意見をいただきたいと思えます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、早速、資料について事務局側から御説明申し上げます。

最初のページをお願いいたします。

本日は4回目の区域指定について御審議いただきます。

まず、区域指定の基本的な考え方について改めて説明いたします。次に、4回目の候補選定の考え方について触れた上で、4回目の区域指定の候補を御紹介いたします。最後に、今後のスケジュールなどについて御紹介いたします。

2ページ目をお願いいたします。

この表はこれまでの審議会でも提示したものでございます。注視区域と特別注視区域の

指定の類型をまとめたものでございます。この類型に基づき、今回も御審議いただくこととなります。説明については省略いたします。

では、3ページをお願いいたします。

次に、経済的社会的観点からの留意点についてでございます。

候補となる重要施設、国境離島等は、前のページの類型とともに、経済的社会的観点からの留意事項についても考慮することとしております。

今回の候補にも3回目の区域指定と同様に都市部に所在する防衛施設が含まれており、一部の施設については、その周辺に指定される注視区域について、面積の大部分が人口集中地域(DID)でありまして、かつ人口約20万の市町村または特別区の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村、また、特別区が存在すると認められることから、特定重要施設の要件に該当しても、現下の安全保障環境を踏まえつつ、1ポツを含めて総合的に勘案した結果として、その周囲を特別注視区域として指定したい事例がございます。詳細については、後ほど区域ごとの指定事由の説明と併せて申し上げます。

4ページでございます。

4回目の区域指定の考え方について御説明申し上げます。

1回目と2回目の区域指定においては、準備が整った219箇所について指定いたしました。3回目の区域指定におきましては、準備が整った180箇所について指定いたしました。累計で399箇所の区域を指定させていただいたところです。

4回目の区域指定においては、防衛関係施設、原子力関係施設等184箇所を指定の候補としております。

5ページをお願いいたします。

続きまして、4回目の区域指定の全体像でございます。

防衛関係施設でございますが、自衛隊施設については、例えば青森県の青森駐屯地、東京都の朝霞駐屯地、神奈川県の高木航空基地、長崎県の佐世保総監部、沖縄県的那覇基地など、186施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

米軍施設については、青森県の三沢飛行場、東京都の横田飛行場、神奈川県の高須賀海軍施設、京都府の経ヶ岬通信所、山口県の岩国飛行場、沖縄県の嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブなど、45施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

次に国境離島ですが、有人の国境離島、こちらは領海基線の周辺を指定することになりますが、沖縄県の2島の区域を指定したいと考えております。

次に海上保安庁関係ですが、法第2条第2項に定める海上保安庁の施設であって、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものとして、沖縄県の第十一管区海上保安本部、また、法第2条第3項に定める国境離島における領海警備等の活動拠点として、同じく沖縄県的那覇海上保安部、名護海上保安署及び中城海上保安部3施設を、これには係留施設を含みますが、指定したいと考えております。

次に、原子力関係施設でございます。青森県のリサイクル燃料備蓄センター、福島県の

福島第二原子力発電所、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所、福井県の美浜発電所、島根県の島根原子力発電所など、19施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

原子力関係施設につきましては、美浜発電所など運転中の施設のほか、定期検査が長期にわたり停止中のいわゆる再稼働前の施設についても、現時点で発電機能を発揮していないものの、未使用、使用済燃料の保管機能を果たし、核燃料の安定的確保、放射性物質の管理及び処分に資するものであることから、柏崎刈羽原子力発電所などを指定したいと考えております。

また、新設で稼働準備中の施設は、施設の建設が完了して職員が配置されているなど、事業開始に向けた作業のために施設の使用が開始されていることから、リサイクル燃料備蓄センター（むつ市）などを指定したいと考えております。

さらに、廃止措置中の施設については、使用済燃料などの保管機能を果たし、核燃料の安定的確保、放射性物質の管理及び処分に資するものであることから、福島第二原子力発電所を指定したいと考えております。

最後に、空港でございます。秋田県の秋田空港、沖縄県的那覇空港の2施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

なお、これらの空港は国または県が管理する空港ですが、自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港として対象となるものでございます。

区域の数は、全体で特別注視区域は33箇所、注視区域は151箇所、計184箇所となります。

なお、施設の数と区域の数は一致いたしませんので、念のため申し添えます。

では、6ページでございます。

ここからは4回目の区域指定の候補を指定の事由とともに御紹介申し上げます。

まず、北海道でございます。

共和町及び泊村の泊発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

青森県です。

青森市の青森駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、弘前市の弘前駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、八戸市の八戸航空基地は司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。また、八戸駐屯地は自衛隊の活動拠点として、八戸貯油施設は在日米軍の機能支援を行う補給施設として、それぞれの周囲のうち、八戸航空基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、おいらせ町の八戸貯油施設は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

八戸貯油施設は1つの施設なのですがけれども、八戸市内で2か所、おいらせ町で1か所

に分かれておりまして、区域に係る関係地方公共団体や形成する区域も異なるため、複数の記載があるものがございます。以下、同様の例がございます。

次に、五所川原市及びつがる市の車力高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット(PAC-3)の配備拠点であり、車力通信所は警戒監視・情報機能を有する米軍のレーダーサイトであり、三沢市、六戸町、東北町、おいらせ町の三沢基地は司令部機能を有する自衛隊施設であり、三沢飛行場は司令部機能を有する在日米軍施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、むつ市及び風間浦村の防衛統合デジタル大石八森無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、むつ市及び東通村の樺山送信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、リサイクル燃料備蓄センターは、使用済燃料貯蔵施設として新設で稼働準備中の施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、むつ市の大湊地方総監部は司令部機能を有する自衛隊施設であり、大湊分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。大湊航空基地は自衛隊の活動拠点であり、大湊弾薬整備補給所は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、障子山航空保安無線所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、それぞれの周囲のうち、大湊地方総監部及び大湊分屯基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

また、近川受信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

なお、大湊衛生隊診療所及び芦崎貯油所の注視区域は、大湊地方総監部及び大湊分屯基地の特別注視区域に包含されており、単独の注視区域は形成しておりません。

次に、外ヶ浜町及び中泊町の竜飛警備所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、野辺地町、東北町及び六ヶ所村の防衛統合デジタル野辺地無線中継所と七戸町の防衛統合デジタル天間林無線中継所は、いずれも自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、東北町の東北町分屯基地は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、六ヶ所村の日本原燃株式会社 再処理事業所及び日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所は、原子力燃料の加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設であり、新設で稼働準備中のものも含め、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、東通村の下北海洋観測所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。また、下北試験場は自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術試験施設として、その周囲のうち、下北海洋観測所

に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、東通村の東北電力株式会社 東通原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、防衛統合デジタル倉石無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

岩手県でございます。

盛岡市及び滝沢市の岩手駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に、宮古市及び山田町の山田分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に、花巻市の防衛マイクロ拝峠通信中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に、一関市、奥州市及び平泉町の防衛マイクロ東稲山通信中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に、二戸市、軽米町及び九戸村の防衛マイクロ折爪通信中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域にそれぞれ指定したいと考えております。

宮城県でございます。

石巻市及び女川町の女川原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、角田市及び柴田町の船岡駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、登米市の防衛統合デジタル豊里無線中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、東松島市の松島基地は自衛隊の活動拠点であり、丸森町のデジタル次郎太郎山無線中継所、丸森町及び福島県相馬市の防衛マイクロ手倉山通信中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、松島町及び大郷町の反町分屯地は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、大和町及び大衡村の大和駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

秋田県です。

秋田市の秋田駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

また、秋田分屯基地は自衛隊の活動拠点として、秋田空港は自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、男鹿市の加茂分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

福島県でございます。

福島市の福島駐屯地と郡山市の郡山駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、白河市及び泉崎村の防衛マイクロ鳥峠通信中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、田村市及び川内村の大滝根山分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、檜葉町及び富岡町の福島第二原子力発電所は、廃止措置中の発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

茨城県でございます。

日立市及び東海村の東海第二発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、古河市の古河駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、石岡市及び桜川市の八郷無人中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、ひたちなか市の施設学校は防衛に関する研究施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、ひたちなか市及び東海村の原子燃料工業株式会社 東海事業所と那珂市及び東海村の三菱原子燃料株式会社は、原子力燃料の加工施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

栃木県でございます。

宇都宮市の北宇都宮駐屯地と宇都宮市、下野市及び上三川町の宇都宮駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、矢板市及び那須塩原市の八方無線中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、いずれも周囲を注視区域として指定したいと考えております。

埼玉県でございます。

さいたま市の大宮駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

埼玉県の続きでございます。

熊谷市及び深谷市の熊谷基地は自衛隊の活動拠点であり、所沢市の所沢通信施設は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、朝霞市、和光市及び新座市並びに東京都板橋区及び練馬区の朝霞駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当いたしますが、その注視区域内の面積の大部分が人口集中地区（DID）であり、かつ当該注視区域が属している市町村などが人口20万の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われていると認められることから、現下の安全保障環境を踏まえつつ、総合的に勘案した結果として、自衛隊の活動拠点である朝霞高射教育訓練場及び米軍の機能支援を行う通信施設であるキャンプ朝霞の周辺の区域と合わせて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、新座市、東京都清瀬市及び東久留米市の大和田通信所は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、坂戸市及び毛呂山町の川角送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

東京都でございます。

港区、品川区、目黒区、世田谷区及び渋谷区の衛生学校は防衛に関する研究施設であり、艦艇装備研究所は自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設であり、ニューサンノー米軍センターは在日米軍の活動拠点であり、世田谷区の用賀支処は自衛隊

の機能支援を行う補給施設であり、立川市、昭島市、国分寺市及び国立市の東立川駐屯地と立川駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町の横田基地は司令部機能を有する自衛隊施設として、横田飛行場は司令部機能を有する在日米軍施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、青梅市及び日の出町の柚木中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、町田市及び神奈川県相模原市の相模総合補給廠は、司令部機能を有する在日米軍施設で特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設である陸上装備研究所の周辺の区域と合わせて、周囲を注視区域に指定したいと考えています。

次に、小平市及び国分寺市の小平学校は防衛に関する研究施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

神奈川県でございます。

横浜市の横浜駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、横浜ノース・ドックは在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、横浜市及び川崎市の艦艇装備研究所川崎支所は自衛隊の装備の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設であり、鶴見貯油施設は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、相模原市及び座間市の座間駐屯地は司令部機能を有する自衛隊施設であり、キャンプ座間は司令部機能を有する在日米軍施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、横須賀市の久里浜通信学校は防衛に関する研究施設であり、艦艇装備研究所久里浜地区は自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設であり、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンは原子力燃料の加工施設である原子力関係施設として、観音崎警備所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、いずれも周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、横須賀市及び三浦市の武山高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット(PAC-3)の配備拠点であり、敷地が一体である武山駐屯地及び司令部機能を有する在日米軍施設である横須賀海軍施設、こちらは飛び地になりますが、その周辺の区域を合わせて、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、横須賀市及び逗子市の逸見庁舎、船越庁舎は司令部機能を有する自衛隊施設であり、横須賀海軍施設は司令部機能を有する在日米軍施設で、いずれも特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の活動拠点である長浦庁舎、横須賀警備隊庁舎、自衛隊横須賀病院、支援船係留施設、田浦地区港湾施設、自衛隊の機能支援を行う補給施設である比与宇弾庫、比与宇施設、補給倉庫、艦船補給処、防衛に関

する研究施設である第2術科学校、在日米軍の機能支援を行う補給施設である吾妻倉庫地区、浦郷倉庫地区、この周辺の区域と合わせて全体周囲を注視区域に指定したいと考えております。

なお、横須賀海軍施設は1つの施設ですが、横須賀市三浦市で1か所、横須賀市、逗子市で1か所に分かれているため、2か所記載しているものです。

次に、秦野市及び伊勢原市の秦野大山通信所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、大和市、海老名市及び綾瀬市の厚木航空機地は司令部機能を有する自衛隊施設として、厚木海軍飛行場は司令部機能を有する在日米軍施設として、いずれも特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

新潟県でございます。

柏崎市及び刈羽村の柏崎刈羽原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

富山県でございます。

砺波市の富山駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

石川県でございます。

志賀町の志賀原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

福井県でございます。

福井市及び鯖江市の鯖江駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、敦賀市の敦賀発電所、美浜町的美浜発電所、高浜町の高浜発電所、おおい町の大飯発電所はいずれも発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

山梨県でございます。

忍野村及び山中湖村の北富士駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

長野県です。

松本市の松本駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

静岡県でございます。

静岡市の浜石岳無人中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、沼津市の艦艇装備研究所大瀬実験所は自衛隊の装備の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設であり、島田市及び掛川市の岳山無人中継所、富士市及び裾野市の越前岳通信中継所は自衛隊の機

能支援を行う通信施設であり、焼津市及び藤枝市の静浜基地は自衛隊の活動拠点であり、静浜送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、御殿場市及び小山町の滝ヶ原駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、富士宮舎地区は在日米軍の活動拠点であり、御殿場市の板妻駐屯地と駒門駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、御前崎市の御前崎分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、浜岡原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、小山町の富士学校は防衛に関する研究施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

京都府でございます。

京都市及び向日市の桂駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、京都市及び宇治市の宇治駐屯地は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、福知山市の福知山駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、舞鶴市の空山タカン地区は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、空山気象レーダー地区は自衛隊の機能支援を行うレーダー施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

また、北吸係留所及び第1区は司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

大波燃料貯蔵所、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、白浜火薬庫、乙島火薬庫、岩子火薬庫、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、舞鶴弾薬整備補給所は自衛隊の機能支援を行う補給施設として、舞鶴衛生隊、舞鶴警備隊、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴航空基地は自衛隊の活動拠点であり、それぞれの周囲のうち、北吸係留所及び第1区に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

槇山中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、舞鶴警備隊瀬崎地区と宇治市、城陽市及び久御山町の大久保駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、京田辺市、精華町及び奈良県生駒市の祝園分屯地は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、京丹後市及び伊根町の経ヶ岬分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトとして、経ヶ岬通信所は警戒監視・情報機能を有する在日米軍のレーダーサイトとして、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

奈良県でございます。

奈良市の奈良送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

和歌山県です。

美浜町及び日高町の和歌山駐屯地と由良町の由良基地分遣隊はいずれも自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、串本町の串本分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

島根県でございます。

松江市の島根原子力発電所は発電用原子炉施設であり、原子力関係施設として周囲を注視区域に指定したいと考えております。

岡山県でございます。

岡山市の三軒屋駐屯地は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、岡山市及び玉野市の金甲山無線中継所、笠岡市、浅口市及び里庄町の鉢山無線中継所、備前市の福石無線中継所、和気町の木倉無線中継所はいずれも自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、勝央町及び奈義町の日本原駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

広島県大竹市及び山口県岩国市の岩国航空基地は司令部機能を有する自衛隊施設であり、岩国飛行場は司令部機能を有する在日米軍施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、下関市の華山送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、下関基地隊は自衛隊の活動拠点であり、六連島SIF局舎は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、下関市及び山陽小野田市の小月航空基地と山口市の山口駐屯地はいずれも自衛隊の活動拠点であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、萩市の見島分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、防府市及び周南市の大平山無線中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、防府市の防府北基地は自衛隊の活動拠点であり、防府送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、岩国市の美川送信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトは、自衛隊の装備品の研究開発を行う防衛装備庁の技術研究施設であり、祖生通信所は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、岩国市及び柳井市の銭壺山無線中継所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、光市及び田布施町の上郷無線中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

長崎県でございます。

長崎市及び西海市の琴海無線中継所、長浦岳レーダー観測所と長崎市の野母崎無線中継所はいずれも自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、佐世保市の相浦駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

また、崎辺分屯地、佐世保基地業務隊、佐世保警備隊は自衛隊の活動拠点であり、佐世保補給所西倉庫、太田貯油所、佐世保造修補給所火工整備所、金山弾薬庫、針尾弾薬庫は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、佐世保ドライ・ドック地区、立神港区は在日米軍の活動拠点であり、赤崎貯油所、佐世保弾薬補給所、庵崎貯油所、針尾島弾薬集積所は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、次のページで御説明します平瀬待機所、佐世保地方総監部、佐世保海軍施設に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

烏帽子岳無線中継所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

佐世保衛生隊は自衛隊の活動拠点であり、平瀬庁舎は自衛隊の機能支援を行う施設であり、平瀬隊舎は自衛隊の活動拠点であり、平瀬待機所、佐世保地方総監部、佐世保海軍施設に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

引き続き佐世保市でございます。平瀬待機所、佐世保地方総監部は司令部機能を有する自衛隊施設であり、佐世保海軍施設は司令部機能を有する在日米軍施設であり、佐世保市及び西海市の針尾送信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、それぞれ周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、西海市の横瀬貯油所は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

大分県でございます。

大分市の大分弾薬支処は自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、別府市の別府駐屯地と佐伯市の佐伯基地分遣隊はいずれも自衛隊の活動拠点であり、豊後高田市及び国東市の国東通信中継所と杵築市及び国東市の山浦無人中継所はいずれも自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、由布市の湯布院駐屯地と玖珠町の玖珠駐屯地はいずれも自衛隊の活動拠点であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

沖縄県でございます。

那覇市及び豊見城市の那覇駐屯地及び那覇基地は司令部機能を有する自衛隊施設であり、那覇高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット（PAC-3）の配備拠点であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、那覇港湾施設は在日米軍の活動拠点であり、那覇空港は自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊の使用する空港であり、那覇海上保安部は国境離島である沖縄島の領海警備等の活動拠点であり、それぞれの周囲のうち、那覇駐屯地、那覇基地、那覇高射教育訓練場

に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、那覇市及び浦添市の牧港補給地区は、在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、第十一管区海上保安本部は管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められる海上保安庁の施設であり、那覇海上保安部は国境離島である沖縄島の領海警備等の活動拠点であり、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

なお、那覇海上保安部は係留施設が離れているため、2か所に分かれて記載しております。

次に、宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村及び中城村の嘉手納弾薬庫地区は在日米軍の防空機能を有するペトリオット (PAC-3) の配備拠点であり、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧は司令部機能を有する在日米軍施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、浦添市、宜野湾市及び中城村の普天間飛行場は在日米軍の活動拠点であり、陸軍貯油施設は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、それぞれの周囲のうち、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、沖縄市及びうるま市の天願棧橋は在日米軍の活動拠点であり、陸軍貯油施設は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、それぞれの周囲のうち、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧及び後ほど御説明します具志川送信所、キャンプ・コートニーに係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、沖縄市のキャンプ・シールズは在日米軍の機能支援を行う補給施設として、その周囲のうち、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、うるま市及び恩納村の白川高射教育訓練場は自衛隊の活動拠点であり、その周囲のうち、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、うるま市の具志川送信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、キャンプ・コートニーは司令部機能を有する在日米軍施設であり、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

なお、陸軍貯油施設は1つの施設ですが、複数の飛び地に分かれており、区域に入る関係地方公共団体や形成する区域も異なるため、複数の記載があるものでございます。

次に、読谷村のトリイ通信施設は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、その周囲のうち、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、名護市及び本部町の八重岳通信所は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、名護市のキャンプ・シュワブは在日米軍の活動拠点であり、辺野古弾薬庫は在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、名護海上保安署は国境離島である沖縄島の領海警備等の活

動拠点であり、それぞれその周辺を注視区域に指定したいと考えております。

次に、糸満市及び八重瀬町の与座岳分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。南与座高射教育訓練場は自衛隊の活動拠点であり、その周囲のうち、与座岳分屯基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、八重瀬町の八重瀬分屯地は自衛隊の活動拠点であり、その周囲のうち、与座岳分屯基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、糸満市の沖縄島（六）～（八）は、沖縄島が有人の国境離島であり、基線の周辺3か所を注視区域に指定したいと考えております。

次に、沖縄市及びうるま市の泡瀬通信施設は在日米軍の機能支援を行う通信施設であり、中城海上保安部は国境離島である沖縄島の領海警備等の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えています。

次に、うるま市の沖縄海洋観測所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設であり、ホワイト・ビーチ地区は司令部機能を有する在日米軍施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

なお、沖縄基地隊及び勝連高射教育訓練場の注視区域は、沖縄海洋観測所及びホワイト・ビーチ地区の特別注視区域に包含されており、単独の注視区域は形成していません。

次に、うるま市、恩納村及び金武町の恩納高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット（PAC-3）の配備拠点であり、国頭村の国頭受信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、それぞれ周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、国頭村の沖縄島（一）～（三）、国頭村及び東村の沖縄島（四）並びに東村の沖縄島（五）は、基線の周辺計5か所を注視区域に指定したいと考えております。

次に、恩納村、宜野座村及び金武町のキャンプ・ハンセンは警戒監視・情報機能を有する在日米軍の通信施設であり、周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。

次に、金武町のキャンプ・ハンセンは在日米軍の活動拠点であり、その周辺を注視区域に指定したいと考えております。

最後に、伊江村の伊江島は有人の国境離島であり、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

以上をまとめると、北海道から沖縄県までの28都道府県、201市区町村の重要施設、国境離島となり、4回目の指定分の区域の数としては合計で184か所を予定しております。

23ページですが、次に、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域とした特定重要施設の取扱いについて御説明いたします。

さきに具体的な候補の中でも御説明しましたとおり、4回目の指定においては、埼玉県の朝霞駐屯地、神奈川県相模総合補給廠、逸見庁舎、船越庁舎、横須賀海軍施設、厚木航空基地、厚木海軍飛行場の7施設4区域が該当いたします。

なお、先ほど御説明したとおり、横須賀海軍施設のうち、飛び地となっている施設の周

辺で三浦市、横須賀市にまたがる区域は特別注視区域として指定しております。

それでは、24ページをお願いします。

これまでの区域指定の状況について御説明します。

さきに御説明したとおり、これまで399箇所を指定させていただいたところです。本日候補として御説明しました184箇所が指定された場合は、累計として583箇所の区域が指定されることとなります。

内閣府といたしましては、4回目の区域指定をもって、現時点で区域指定が必要なものは一通り終わるものと考えておりますが、建設中の施設があるほか、施設機能や敷地の変更、今後の安全保障環境や法の施行状況によっては見直しや追加の指定等もあり得るため、引き続き検討を進めてまいります。

25ページをお願いします。

続きまして、今後のスケジュールについてでございます。

本日の審議会において4回目の区域指定の候補について御了承いただきましたならば、速やかに関係地方公共団体に対して区域図の案を送付し、意見聴取を開始したいと考えております。意見聴取はおおよそ1か月程度を見込んでおり、その後、地方公共団体からの意見聴取結果を整理した上で、関係行政機関の長との協議を経て、次回の審議会において改めて御審議いただきたいと考えております。次回の審議会はできるだけ速やかに開催できればと考えているところでございます。

それでは、最後の26ページでございます。

周知・広報の状況についてですが、こちらの資料で御紹介している取組について、関係地方公共団体をはじめとした関係各所に御協力をいただきながら、引き続き取り組んでおります。今後も関係各所の御協力を得つつ、周知・広報の一層の充実を図ってまいります。

以上、本日、事務局側から御説明させていただきたい内容となります。

【会長】 詳細な御説明ありがとうございました。

事務局より説明がございました4回目の区域指定に関する内容及び今後のスケジュールにつきまして、これから御議論いただきたいと思います。欠席をされております〇〇専門委員から意見の提出がございましたので、まず事務局からその御意見について御紹介と回答をお願いいたします。

【事務局】 それでは、〇〇専門委員より提出いただいた意見を御紹介させていただきます。

専門委員からの意見ですが、まず、今回の4回目の区域指定案については賛成したい。その上で、2点意見を申し上げたい。

まず、前回の審議会の場でも申し上げたが、今回の指定プロセスにより、600箇所近い区域の指定が完了し、調査が本格化していくと思う。内閣府重要土地担当は約30名の職員で業務を行っているが、実効的な調査を行うためには関係省庁との連携が極めて重要だと考えている。経済安全保障を担う国家安全保障局などとの連携も含めて、前広に関係省庁との連携を強化していただきたい。

次に、戦後最も厳しく複雑と言われる安全保障環境の下、我が国の安全保障を強化するために様々な政策が取られている。自衛隊は来年度も様々な改編が予定されており、例えば宇宙作戦群の新たな自衛隊施設の整備も予定されるなど、重要土地等調査法の区域指定の前提となる機能に変更が生じることも想定される。重要土地等調査法は、我が国の安全保障の観点から重要施設とその周辺区域を指定し、調査などを行っていく制度であり、状況に応じた適切な区域指定が前提である。このような状況の変化に、運用が本格化する来年度以降、審議会の運営も含め、機動的に対応していく必要がある。

いずれにしても、第4回の区域指定により、重要土地等調査法の運用の前提が整うところであり、それを支える体制の構築が急務であると考えます。

以上が〇〇専門委員よりいただいた意見でございます。

それに対する事務局の回答でございますが、まず、実効的な調査の実施のため、関係省庁との連携の必要性について御指摘いただきました。限られたリソースの中で実効的な調査を実施していくためには、関係省庁との連携が重要と認識しておりますので、引き続きしっかりと連携をしてみたいと考えております。

また、審議会の運営について、区域指定の前提となる状況の変化に機動的に対応する必要性について御指摘いただきました。御指摘のとおり、本法令を取り巻く状況は刻々と変化しておりますので、御指摘いただいた施設機能の変更などの区域指定の前提となる状況の変化に円滑かつ機動的に対応できることが必要と考えています。運用が本格化する来年度以降においては、必要に応じて持回り会議での審議会の開催など、機動的な審議会運営を検討してみたいと考えております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、討議に入りたいと思いますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今回の候補に関して準備をいただいた事務局の皆さんにまず感謝申し上げたいと思います。

今回の候補に関しては私も異存はありません。賛成させていただきたいと思います。

その上で、そもそものことになってしまうのですが、2ページ目、原子力関係施設が注視区域には指定されるのですけれども、特別注視区域には指定されないという立てつけになっています。ただ、ロシアによるウクライナの侵攻とかを見ていると、やはり原発の施設を押さえられることのインパクトというのが世界全体で共有されたと思います。そのインパクトなどを考えたときに、ほかの特別注視区域と原子力関係施設が押さえられたときのインパクトを考えたときに、果たして特別注視区域に指定されなくていいのだろうかという疑問を持ちました。

なので、今回はまずは注視区域に指定するというところで賛成ではありますけれども、今

後見直しをするというときに、運転中の施設はもちろんですけれども、放射性物質などが保存、保管されている再稼働前のものであるとか廃止措置中の施設なども含めて、特別注視区域に指定するという事も検討していくべきではないかなと考えました。

【会長】ありがとうございます。

これにつきましては、よろしいでしょうか。

【事務局】現在の基本方針にのっとりましてこういう枠組みになっておりますので、まずは注視区域ということで指定したいと思います。情勢の変化とかがありまして、またそういったことが議論になる際には検討していきたいと思います。引き続き御指導のほど、よろしく願いいたします。

【会長】よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

順番に挙がっておりますので、〇〇専門委員、それから、〇〇専門委員の順でお願いします。

【専門委員】ありがとうございます。

私も今回の指定の事由、御説明いただきました点について、非常に納得できるものであって、賛成したいと思います。

それで、今、原子力関係施設の話が出ましたが、今後どういうふうに見るかということなのですが、前回も申し上げたのですが、原子力関係の場合、核セキュリティという問題があるということで、核セキュリティというものをこの重要土地等調査法の中でどう考えるかというのは、今後の論点として少し整理していただく必要があるのかなと思います。

核セキュリティというのは、今回の整理で研究開発に係るものは指定しない。一方、生活関連施設ということで、発電並びに発電に直接的に必要な施設は指定するという事で非常にすっきり整理されているわけですが、発電に直接関わらないものであっても、核セキュリティの観点から見て重要というものがやはりあり得るという観点からの意見でございます。

それから、2点目なのですが、今、発電施設という意味では研究炉、それから、商用炉、発電炉、そういう形で整理されています。それで、実はその間には研究開発段階炉というものもありまして、それは研究のために供するものという整理で、研究炉という枠組みです。今後、いわゆる実証炉というものが計画されておりまして、実証炉の場合には発電に供するのだけれども、商用炉ではない。そういった状況に応じた変化というのが今後出てくると予想されますので、ぜひ引き続きその辺の考え方をしっかり御議論いただきたいなと思います。

それから、3点目で、これは半分質問なのですが、今回発電の準備が整った発電所はこれの中に入れるということで、これは至極もつともだろうなと理解いたします。そうすると、いわゆる建設中のものは入らない。今回も例えば大間の発電所は建設中ということで入っていない。燃料ももちろんないわけですし、ということなのですが、一方で廃止措置のほ

うです。これは福島第二の原子力発電所が指定されていて、それは個人的には確かにそのとおりでなと。まだまだ重要な施設ということで考えられるわけですが、廃止措置の段階でどの段階までちゃんと見るのかという辺りも、もうちょっと議論が必要であろうなど。例えば燃料が搬出されればそこでいいのだという考え方も一つありますし、廃炉の段階でまだ放射性廃棄物があって管理が必要というところまで見るのかとか、その辺りの整理も3つ目の課題として御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、お答えをお願いします。

【事務局】どうもありがとうございました。

核セキュリティにつきましては、今後の論点ということで了解いたしました。

研究炉、商用炉と新たに実証炉というものが出てきますと、それはまた炉規制法上の枠組みの問題だと思しますので、それを踏まえて検討したいと思います。

ちなみに土地法の政令第1条の第1項で発電用原子炉が対象になっておりますが、生活関連施設としての電気の安定供給という観点で、研究開発段階の発電用原子炉は指定の対象にはしていないということになっております。

あと、3つ目でございますが、大間につきましては、燃料の搬入が明らかに分るとか、そういった状況になれば、関係機関と調整の上、指定していきたいということを考えております。

あと、その次の福島第二の話でございますが、基本的には核燃料サイクルに寄与しているかどうかということが論点になりますので、使用済み核燃料が保管されているということで今回指定の対象にはなっております。他方で、どの段階まで指定する、指定が解除されないのかということにつきましては、関係機関と調整の上、引き続き検討したいと思っております。

以上でございます。

【専門委員】ありがとうございます。

いずれも今後の検討ということで意見を申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、〇〇専門委員、手を挙げておられますので、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。

冒頭に申し上げますと、この案に対しまして全く異存はございません。ここまでおまとめいただいた事務局の努力に敬意を表したいと思えます。

その上で、今回4回目ということで、沖縄県に所在します様々な施設というのが多量に含まれているわけでございます。これまでも何度か幾つかの施設について指定をする際に、関係地方公共団体側と非常に丁寧なやり取りをしていただいたところなのですが、御案内

のとおり、やはり米軍基地が集中しておる県でございます、自治体の側も非常に様々な思いを抱いておられるところだと思います。そういう中で、できるだけ理解をスムーズに得られるように、これまで同様、丁寧な対応に努めていただければ大変有り難いと思います。これはお願いでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

それでは、〇〇委員。

【委員】ありがとうございます。

私も今回の4回目の区域指定の候補について、御説明に感謝しますとともに、内容に賛成でございます。

2点申し上げたいと思います。今もお話に出ましたように、米軍施設の存在が指定事由として多く含まれるようになってきております。そこで、アメリカ側ともこの法律の適用・運用について協議をしていらっしゃるものと拝察しますが、それに対する反応があるようでしたら、差し支えのない範囲でお聞かせいただければと思います。

もう一つは、これまでも議論になったとおり、周辺を注視区域として指定する特定重要施設についてでございます。安全保障と土地の利用のバランスを図る上で重要なことと考えておりますが、安全保障を確実に確保すると同時に、その基準が透明であるように、予見可能性が確保できるように、引き続き関係市町村にも丁寧に御説明いただきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

1点目につきましては、これはお答えいただけますか。

【事務局】米軍との関係でございます。

今回、米軍施設の区域指定をするに当たりまして、在日米軍と相当緊密に議論をしてまいりました。その過程で、日本においてこのような防衛施設の周辺について安全保障の観点から規制をしていくということに関しては、アメリカ側も類似の制度を持っているわけでございますので、そういう点で非常に評価はしているところでございます。他方で、我々、これは日本の自衛隊、米軍の基準共通のものとしてつくってきているものでございますので、当然今後の議論というのもあり得るわけではございますが、いずれにしても、今回の指定について米側は理解しているところでございます。

【会長】よろしゅうございますか。

【委員】ありがとうございました。

【会長】オンラインで〇〇委員が挙手をされておられますが、どうぞ御発言ください。

【委員】ありがとうございます。

私も今回の指定について特別異存があるわけではございません。指定は合計で583箇所になると思うのですが、非常に作業が大変で御苦労されたのではないかと思います。

て、まずその辺りについては敬意を表したいと思います。

今回の指定の中に原発関連の施設で株式会社が幾つか入っていると思うのですが、発電所とか、リサイクルの燃料の備蓄センターなどは分かるのですが、私、原子力関係は専門ではないので、存じ上げないところもあるのですが、株式会社の中で幾つか入っているというのはやはり何か基準があって、3つか4つだったと思うのですが、そちらを指定されているということなのか、何かその辺りの判断基準等があれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、事務局、お願いいたします。どうぞ。

【事務局】政令で規定している各施設でございますが、実は個別の原子力発電所の東京電力とか関西電力はいずれも株式会社でございますが、特段差異はございませんが、施設の名前が複数あったり、そういったところを区分けするために会社名を入れているという整理でございます。

以上でございます。

【委員】何か研究をされている会社とか、燃料を保管している会社とか、そういう会社なのですか。

【事務局】少し補足させていただきますと、今、御指摘がありましたとおり、燃料棒を作っているところなど、加工施設というところであればそういったところでございます。

名称のつけ方でございますけれども、先ほど申し上げたように、基本的には株式会社で、例えば関西電力さんであっても株式会社でございますので、株式会社という名称をつけることも可能なのですが、一般的に既に何々原発と言ってしまうと、名称がそれで特定できるだろうということなので、細かい部分というか、そういう株式会社の部分は省いた形で名称を付与しております。

一方で、御指摘のように、三菱原子燃料株式会社といったような会社名があるのですが、これは施設名がそれほど一般の方には分からないだろうということで、特定性を高めるために株式会社名から書かせていただいております。

ちょっと違いが出てきている部分はあるのですが、分かりやすさと特定をするという2点からこのような書き方をさせていただいたところでございます。

【事務局】さらに補足でございますが、東通の原発でございますが、実は東北電力の東通原発と、現在建設中でございますが東京電力の東通原発がございまして、これを区分けするために会社名から入れております。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】はい。ありがとうございます。

【会長】それでは、ほかに。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。

今回の多数の区域指定の準備、大変御苦労さまでございます。

私も今回の案については賛成でございます。

ただ、今後の課題としまして、今回の指定に関連して1点コメントさせていただきたいと思っております。

今回、重要施設たる海上保安庁の施設としまして、第十一管区海上保安本部が指定の対象になっております。この本部が対象となっておりますのは、先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、十一本部が管轄しております尖閣周辺海域の情勢が非常に緊迫している状況であるからと認識をしております。

一方で、実際に尖閣の警備に当たる十一管区の大型巡視船でございますが、その係留施設として使う沖縄県内の岸壁が大変逼迫している状況にございまして、巡視船の一部は民間船舶が使用する岸壁等を使いつつ、逐次場所を変えながら係留している実態がございします。

そういった状況がございしますので、現在、海上保安庁においては尖閣警備の体制強化のために大型巡視船の増強整備を順次続けられているところでございしますが、そういった目的で新たに建造された大型巡視船が、十一管区には配属されずに、隣の十管区の鹿児島海上保安部に配属されまして、同保安部に新たに整備されました大型の巡視船の船艇基地に係留されております。現在の基本方針ができた後にも、順次大型のヘリ搭載型巡視船が鹿児島保安部に配属されている状況でございます。

こういった鹿児島保安部のような施設につきましても、これはまた領海等の保全に関する活動の基盤となる大変重要な施設でございますので、こういった施設の周りの区域指定が必要かと考えるところでございしますが、現在の基本方針の書きぶりではなかなか指定が困難かなとも思っております。ぜひ次回の基本方針の改定の際にはそういったことも検討していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

では、これについてお願いいたします。

【事務局】今、〇〇専門委員の御指摘のとおり、法に基づく海上保安庁の施設の基本方針では、領海警備に関連する海上における船舶の航行の秩序を維持する機能を有する施設であって、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものから選定すると基本方針に記載されておりますので、今回は十一管本部、前は石垣海上保安部とまずはこれを指定していきたいと考えております。

専門委員の御指摘の鹿児島海上保安部につきましては、今後の検討課題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【専門委員】よろしくお願いいたします。

【会長】〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございました。

私も今回の指定については特に異存はございません。

その上で、1点コメントと1点質問がございます。

まず1点目なのですが、これまでの4回の指定で約600箇所の指定が行われていくということになるわけなのですが、先ほど〇〇専門委員がお話もされたように、今後どうしていくか、実効性ある運用をどうしていくかというところに論点が移っていくのかなと考えております。

その中で、やはり安全保障に関係する土地利用というものに係る今後のガバナンスをどうしていくかということを確認化する必要があるのかなと思っています。特に担当する省庁のどの局がどの業務を担当していくのか。今、30人体制とおっしゃっていますが、全てをやっていくことは多分難しいと思われまので、担当する主体の交通整理というのをしていく必要があるのかなと考えております。

その上で、国の体制だけではなくて、基礎自治体である市町村は、今回のこの指定は国の仕事なのですが、何か安全保障に関わる土地利用に不測の事態であったり、あるいは何か動きがあるというものは、やはり現場である基礎自治体とか地域の方が一番よく御存じだと思います。その方々の基礎自治体そのものの窓口といいますか、どこがそういった業務を担当していくかというところは、なかなか市町村も考えられていないのかなと思いますので、今後、意見聴取をしていくことになるかと思うのですが、どんな担当課が意見聴取を担当されて、実際に住民の人とかからいろいろな意見が出てきたときに市町村の中でどう処理されているのかといったところも少しやり取りの中で調査をしながら、今後国だけではなくて市町村にどう協力していただくか、ガバナンスをきちんと構築していくことが必要ではないかというのが私の1点目のコメントでございます。

2点目なのですが、今回かなり600ぐらい指定されてきて、地図を見ますとかなり山の中とかということになってきて、その所有者さんが指定されるのだったら今後手放したいと考えるケースも恐らく出てくるのではないかと思います。この法律の第11条に土地等に関する権利の買入れというものも設けられておまして、では、この買入れがもし地権者さんから国に対して申し入れがあるということの受け止めは、まずどこの省庁のどの担当課がやるのかといった点も決まっているのかということと、その買入れに関する基準であったり仕組みが既に検討されているのかということを確認させていただきたいと思っております。

特に今後、安全保障という観点から、こういった買入れを具体的にどうしていくのか、受皿をどうしていくかというものは、内閣府なのか国交省なのかどこなのか分からないのですが、大事になってくると思われます。長期戦として大事になってきますので、その辺りはどういうふうに見られているのかというのが質問でございます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

それでは、お答えください。

【事務局】ありがとうございます。

それでは、まず調査の進め方という観点で申し上げますと、御指摘のとおり、やはり実効性のある調査をやっていくためには、施設等を所管する関係省庁、それから、おっしゃったとおり、自治体との連携というのが今後非常に重要になってくると考えております。

我々の土地法のミッションということで申し上げますと、それは注視区域内の土地の利用の在り方について、機能阻害行為につながるようなことがないかという観点で調べていくという立てつけでございますので、とりわけ施設を所管する、例えば防衛省とか、あるいは海上保安庁といったところとの連携が非常に重要になってくると考えてございます。その辺は進め始めているところでございますので、いずれにいたしましても実効性のある調査がしっかりできていくようにやってまいりたいと思います。

また、自治体につきましても、今、区域指定作業との関係で窓口を設定してやり取りはさせていただいておりますので、それが今後につながるような形でやっていければと考えてございます。

【委員】ありがとうございます。

【会長】では、2点目の買入れにつきましてお願いいたします。

【事務局】2点目の御質問として、法第11条、買入れに関する質問がありました。

まず法第11条ですけれども、主要な部分の条文を読み上げますと、第11条、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によって当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利を買い入れるべき旨の申出があった場合においては、第3項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買い入れるものとする。これが第1項にあります。

この担当の部署ですけれども、ここは今読み上げた条文の主語が内閣総理大臣になっていきますので、これは内閣府になるという解釈になると思います。

検討の状況ですけれども、まずこの11条の買入れの前提として、条文の中にその所有者から勧告等に係る措置によって利用に著しい支障を来すことになることによりとあるとおり、手順としては勧告や命令があった場合の措置になりますので、勧告や命令を講じるところの手續と一連の流れの中の検討も必要になってくるかと思えます。

また、機能阻害行為がケース・バイ・ケースの面がありますので、そういったところと併せながら議論をしていく必要性はあると考えており、あとは、条文にある特別な事情がない限りというところもいろいろなケースがあり、例えば相手が機能阻害行為をあえて意図的に行おうとしたときというのは買入れの申し入れがあった場合であっても買入れを行うべきではないといった点等を検討していかなくてはならないと考えているところです。

以上です。

【委員】ありがとうございます。

そういった問合せが多分増えてくると思いますので、勧告されるために機能阻害行為みたいなものをすれば買い取ってくれるのではないかといった「誤解」を生じさせかねず、

方法も分かりにくいと思います。ですので、そういった声をどこで受け止めて、こういう場合はこうですよとかということをもう少し明確にしていかないと、これだけ600箇所近く指定されてきて、手放したいから何とかできないかといった問合せが増えてくる可能性があると思います。ご説明いただいたように、買入れはとでもハードルが高いのはわかっていますが、こうした検討が必要となる手前の段階での窓口や、どのようにフローとして考えていくかというところはかなり急ピッチでつくっていかないと、現場で、混乱する可能性があります。こうした混乱が、逆によくない混乱を引き起こしかねないので、その辺りは急ピッチで仕組みづくりを進めてほしいというのが私の意見です。

以上です。

【会長】どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

今おっしゃったお話と、最初の御質問の中にガバナンスということがありましたけれども、現場で実態を把握できている最も身近な所にある市町村とまずはきちんとしたパイプをつくといいところから始めることが考えられます。特に土地利用に関しましては、現場、即地的な所で起こるものだと思います。指定に向けたプロセスにおいて、市町村への説明ですとか、あるいは広報の協力に関するやり取りが始まりましたので、今後実効性のある運用の中の一つとして、市町村とのつながりを持ち、声を聴いて、こちらが動けるようにといったところの検討が入ってくるかなと思います。

もう一つは、コールセンターが一つの鍵になるかと思います。コールセンターは、現在、審議会での審議や、決定したことなどをお知らせする機能を持っていますが、こういったことがありますですとか、こういったことで困っていますといった声を受け付ける一元的な窓口としての機能も持っていますので、今後運用に入った際には、そういったところの声をきちんとこちらで把握しまして、それが実際に起こっていることだということで、きちんと検討し動けるといった体制をそれぞれ敷いていくことも必要かなと思っています。

【委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】御苦労さまです。〇〇でございます。

今回は区域指定の御提案でありますけれども、可能性として、一定の事情が存在すれば注視区域として指定しないという可能性も制度的にはあるところなのですけれども、今回、そういうスクリーンで指定しないという選択になった案件があったのかどうかということを確認させてください。

【会長】お答えをどうぞ。

【事務局】福島第一原発でございますが、使用済燃料、あとは新燃料もございまして、核燃料サイクルの一翼を担うということで、指定の対象にはなり得るのですが、福島第一原

発の周辺の土地全てが帰還困難区域ということになっていまして、一般の方の立ち入りが管理されている。加えて、土地が、100%国が出資し、環境省が所管している中間貯蔵・環境安全事業株式会社というものにより、これは福島県内で除染された際に出た土壌等の中間貯蔵をする施設として管理されておりますので、このことから、周辺の土地が機能阻害行為に使われるおそれがないと考えられますので、今回はあえて区域指定は行っておりません。

以上でございます。

【委員】ありがとうございました。

基本方針にたしかそういうポリシーが書いてあって、それを適用したと言ったら変ですけども、一応そういう御判断で上げなかったということですかね。

【事務局】そういうことです。

【委員】ありがとうございます。

もう一回、別件で確認なのですがすけれども、先ほど〇〇委員もおっしゃったように、いろいろな行為がされる可能性はあります。機能阻害行為というのは、この法律で機能阻害行為と言っているわけですがすけれども、当該行為、例えば工作物を作ること自体は、例えば自然公園法の下での届出許可対象であるとか、そういうことになります。あるいは建築基準法の下での確認対象かもしれませんね。そういう情報というのは、その法律を使っているところに一番最初に入ってくるということになるわけですがすけれども、その情報は情報として処理されるにしても、この法律の運用の観点からそういう情報は早くにゲットして対象にしていくということも考えられないわけではないのですが、そういう法律間の運用上の連携というのは、この法律の施行において想定されているのか、あるいはこれはこれ、それはそれということで、縦割りと言ってはなんですけれども、そういうような整理であるのかということをお聞かせください。

【事務局】ありがとうございます。

この法律の第21条に「他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等」という規定がございます、他の法令の規制に反するような行為が行われる、機能阻害行為が行われるとしたような場合には、当該他の規制法に基づく措置を所管行政機関にお願いすることができるというような立てつけになっておりますので、今、御質問の関係法令間の整理という意味ではここでできております。

いずれにいたしましても、当該行われている行為の評価・分析を行うに当たって、その行為が他の法令や規制に照らしても適法なのか、それとも反するものなのかといったところも含めて、まずは調査で実態を明らかにし、評価・分析する。その際、施設所管省庁や当該規制法を所管する省庁とも連携しながらやっていくという形になろうかと思えます。

【会長】よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

〇〇委員。

【委員】ありがとうございました。

私も今回の指定の候補に異存はございません。ありがとうございます。

ごく軽微なことなのですけれども、もし御検討いただければということで申し上げますと、資料の24ページに区域指定の状況の一覧表がございます。あくまで参考という表になっておりますので、コメントもあくまで参考ということで申し上げますが、この中で、特定重要施設なのだけでも今回は周辺を注視区域として指定した、という件が何件あったかについて、米印で付記していただいてもいいかと思った次第です。第3回の指定では12箇所、今回は4箇所あったかと理解しておりますが、本来であればこれらは特別注視区域であったはずのものが、社会経済的配慮から注視区域になっているものであり、本来であればこの特別注視区域はもう少し多かったはずであるということは、記録上きちんと留め続けるべきかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【会長】この点はよろしいでしょうか。

【事務局】御指摘を踏まえて、記載の仕方については工夫させていただきたいと思います。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ほかに御発言はよろしいでしょうか。

オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは、特に御発言はないようでございます。

本日のところは、今回の事務局の案について反対の御意見はなかったと理解しておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

【会長】ありがとうございます。

そのほか、いろいろとこれから検討すべきことなどにつきましての御意見もいただきましたので、これは事務局のほうでそれを反映するような形で作業を進めていただきたいと思います。

今、大臣が向かわれているということでございますので、先に少し資料の取扱い等につきまして私のほうから申し上げさせていただきます。

本日の資料のうち、具体的な個別の区域図につきましては、今後、関係地方公共団体から意見聴取を行うものでありまして、現時点でこれらを公にしますと、地域住民の方々の間に混乱を生じさせるおそれや関係地方公共団体と国との間の率直な意見交換が損なわれるおそれがございますので、審議会運営規則7条3項にのっとり、これは非公表といたします。

次に、議事録につきましては、審議会運営規則8条2項にのっとりまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。

議事録の公表に先立ちましては、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、これはいつもお願いしていることでございますけれども、よろし

くお願いいたします。

(高市大臣入室)

【会長】では、大臣、どうもありがとうございます。

それでは、一応審議が終わったところでございますので、御挨拶をお願いできますでしょうか。

【高市大臣】皆様におかれましては、本年、大変お世話になりました。何度も何度も御審議を賜り、感謝を申し上げます。

今日、ちょうどこの審議会の開会時間と閣議の開催時間が重なり、記者会見を終えてぎりぎり滑り込んだところで、大変失礼をいたしました。

本日の審議結果を踏まえまして、4回目の区域の指定に向けて、関係地方公共団体からの意見聴取ですとか関係行政機関との協議を進めてまいります。

これまで指定されました219区域及び年明けに区域指定が施行される180区域におきましても、引き続き土地や建物の所有、利用状況の事項などをしっかり調査をしていくということでございます。いろいろ御指摘をいただきました事項も十分に踏まえながら、法の執行、制度運用を進めてまいります。

大分冷え込んでまいりましたけれども、どうかお元気で新春をお迎えくださいませ。今年1年大変お世話になり、ありがとうございました。

【会長】大臣、いらしたばかりでありがとうございます。

それでは、いらしたばかりで申し訳ございませんけれども、これで審議を終わらせていただきますと思います。

本日より予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、終了といたします。

なお、次回の会議の日程につきましては、追って事務局を通して御連絡いたします。

では、本日はありがとうございます。本当に今年最後になりますけれども、どうぞよいお年をお迎えください。ありがとうございました。